

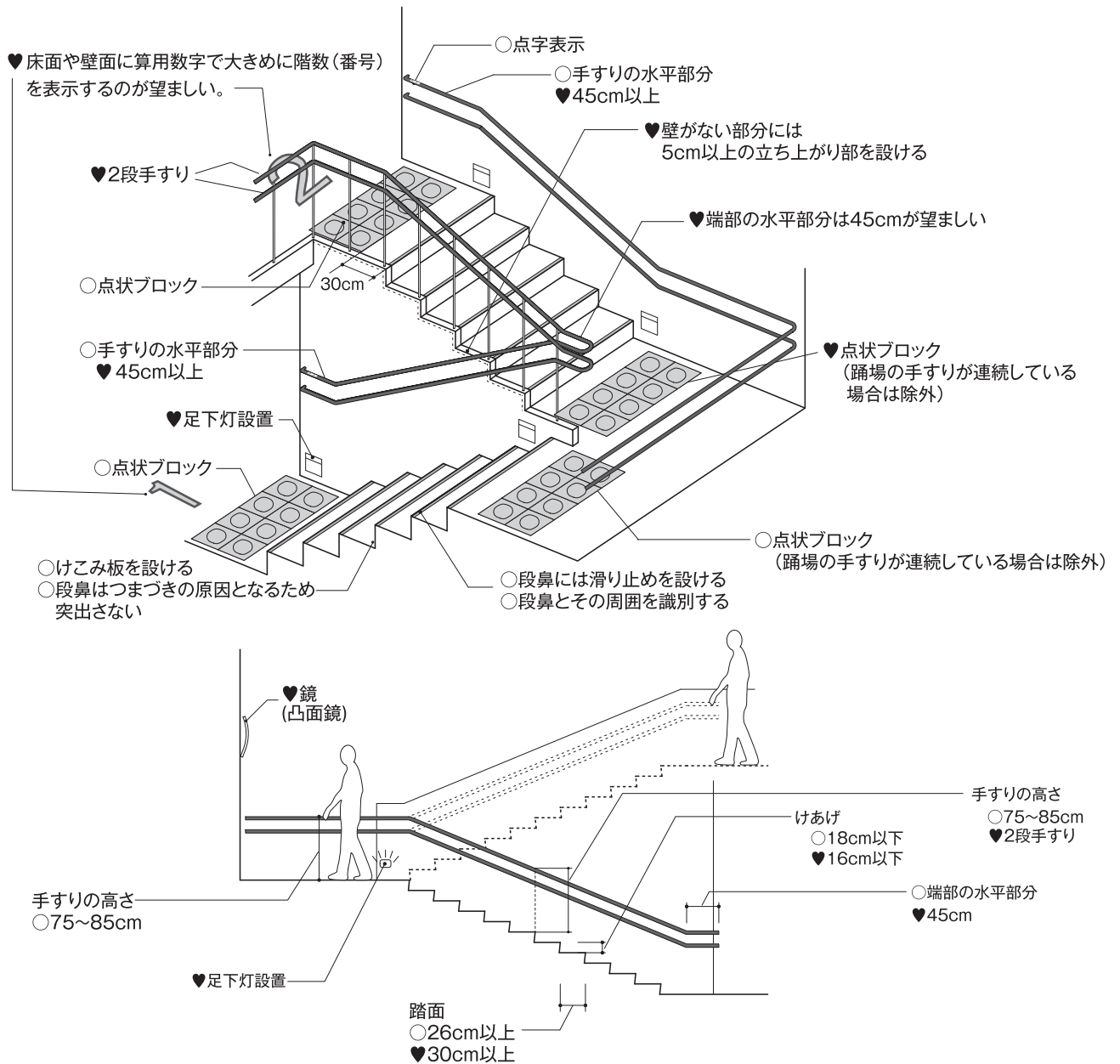
### 基本的な考え

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切なけあげと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
<b>ア</b> 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
<b>イ</b> 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	6-1
<b>ウ</b> 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする事。	同左	6-1 6-4
<b>エ</b> 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする事。	同左	6-1 6-4
<b>オ</b> 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	同左。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2
<b>カ</b> 回り階段でないこと。	同左	6-3
<b>キ</b> けあげの寸法は、18センチメートル以下とする事。	同左	6-1 6-4
<b>ク</b> 踏面の寸法は、26センチメートル以上とする事。	同左	6-1 6-4
<b>ケ</b> 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とする事。	同左	6-2
<b>コ</b> けこみ板を設ける事。	同左	6-1 6-4
<b>サ</b> 段鼻には滑り止めを設ける事。	—	6-1 6-4

図6-1 階段の構造



手すりの高さ

整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)  
7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりの高さの測り方は、階段の踏面の先端（段鼻）から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。  
手すりの高さは、75cm～85cmとする。
- ♥ 高齢者や子供に配慮し、2段手すり（上段80～85cm下段65cm）を設けることが望ましい。

立ち上がり部

- ♥ 階段側面は両面とも壁であることが望ましい。壁がない場合には杖の先が落ち込まないように5cm以上の立ち上がり部を設けることが望ましい。

階数の表示

- ♥ 床面や壁面に算用数字で大きめに階数(番号)を表示するのが望ましい。

滑りにくい仕上げの構造

整備基準 6-(1)-イ

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。
- ♥ 金属製のすべり止めは杖が滑るので避けることが望ましい。

点状ブロック等の敷設位置

整備基準 5-(1)-イ

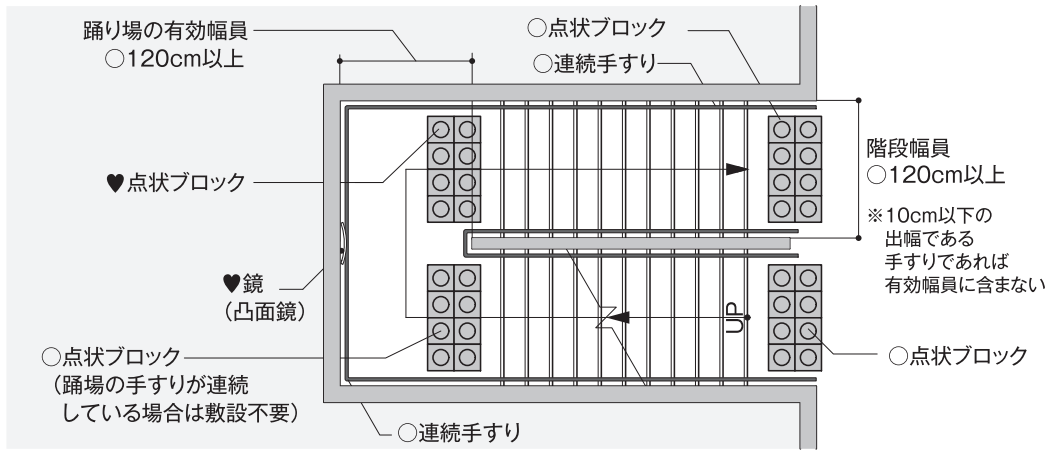
- 廊下に接続する踊場には、階段の上下端に点状ブロックの敷設が必要となる。

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
<p>(2) (1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(3) (2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。</p>	<p>同左</p>	
<p>(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。</p>	<p>(1)キからコまでの規定は、令第18条第2項第5号及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。</p>	

(参考：関連条文) 政令第12条、平成18年告示第1497号第2、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)

図6-2 踊場の構造



**有効幅員**

整備基準 6-(1)-ケ

- ・ 杖使用者や介助者等も一緒に利用可能な有効幅員を確保するため、有効幅員で120cm以上必要である。
  - ・ 階段の有効幅員には、建築基準法と同様に、出幅10cm以下の手すりは含まない。
- ♥ 階段の有効幅員は、130cm以上であることが望ましい。

聴覚障害者の声

階段の踊場に凸面鏡をつけてほしいです。聴覚障害者は足音が聞こえません。反対側の階段から来る人とぶつかって、ケガをすることがあります。

**手すりの連続性**

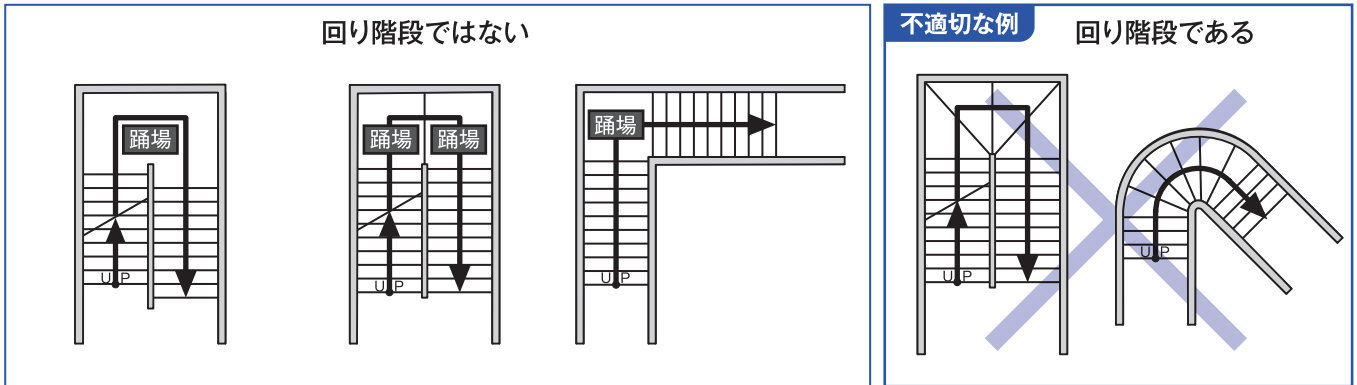
整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(7)-a

- ・ 手すりは、階段の「両側」に設ける必要がある。
- ・ 階段の構造を把握できるため、踊場にも連続して手すりを設置する必要がある。

**踊場への配慮(鏡の設置)**

- ♥ 踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をすることが望ましい。

図6-3 回り階段について

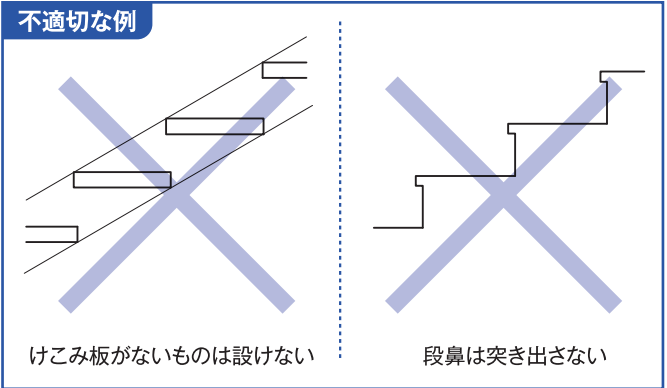
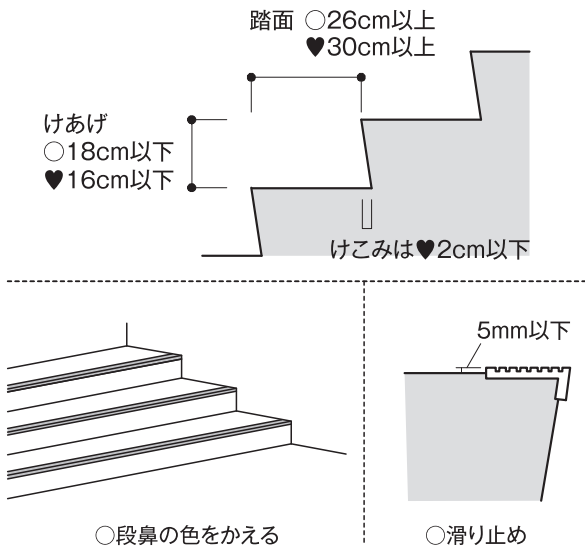


**回り階段の禁止**

整備基準 6-(1)-カ

- 「回り階段」とは、「らせん状の階段」や「踊場部分に段を設けた階段（回り段）」のことである。
- らせん状の階段や回り段は、外側と内側での踏面の寸法が異なり、段を踏はずしてしまう危険があり、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため、好ましくない。

図6-4 段の構造



**段を容易に識別できること**

整備基準 6-(1)-ウ

- 「段を容易に識別できるもの」として、段鼻とその周囲との明度、色相又は彩度を大きくすること。
- ♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

**けこみ板の構造**

整備基準 6-(1)-コ

- 「けこみ板を設ける」とは、階段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖がひっかかるのを防止するための規定である。
- ♥ けこみは、2cm以下が望ましい。

**踏面の構造**

整備基準 6-(1)-ク

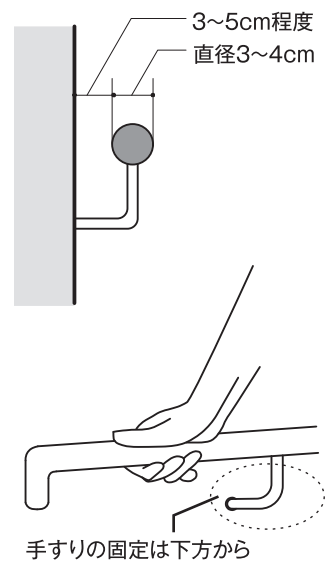
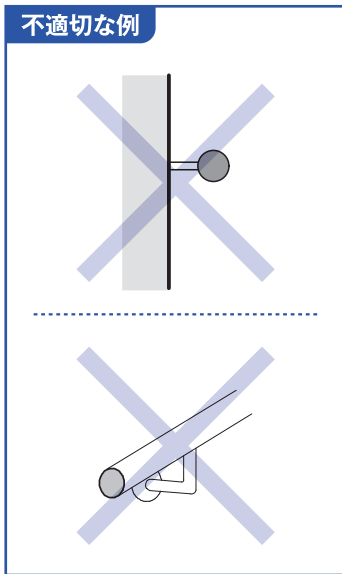
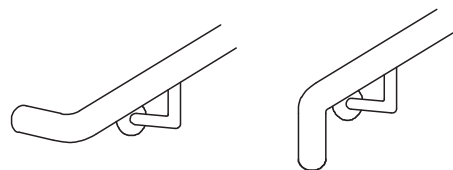
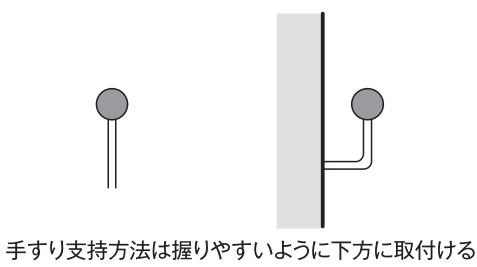
- 転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく、利用しやすい踏面の寸法を 26cm 以上とすること。
- ♥ 踏面は 30cm 以上が望ましい。

**けあげの構造**

整備基準 6-(1)-キ

- 高齢者、障害者等の利用に配慮し、登りやすい緩勾配を確保するため、けあげの寸法を 18cm 以下とすること。
- ♥ けあげは、16cm以下が望ましい。

図6-5 手すりの形状、固定方法、端部納まり



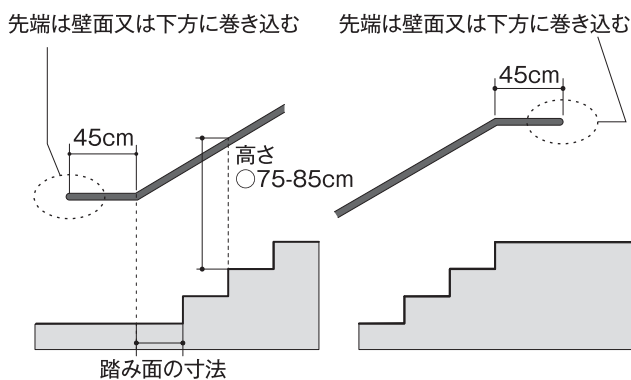
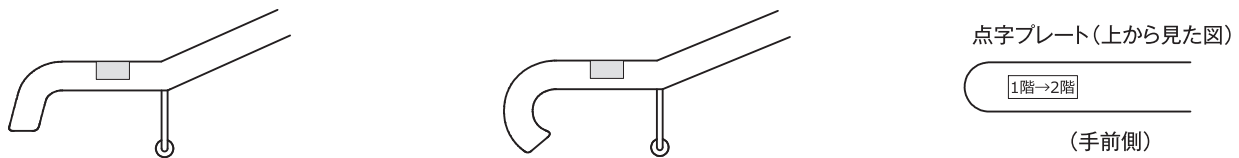
手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、6-(1)-ア、7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりは、平たんな部分にあつては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。
- 握りやすい形状には、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる円形がよい。
- ♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とする。なお、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とする。

図6-6 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



手すりの始末端部の構造

整備基準 2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)、6-(1)-ア、7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

手すり始末端部の水平部

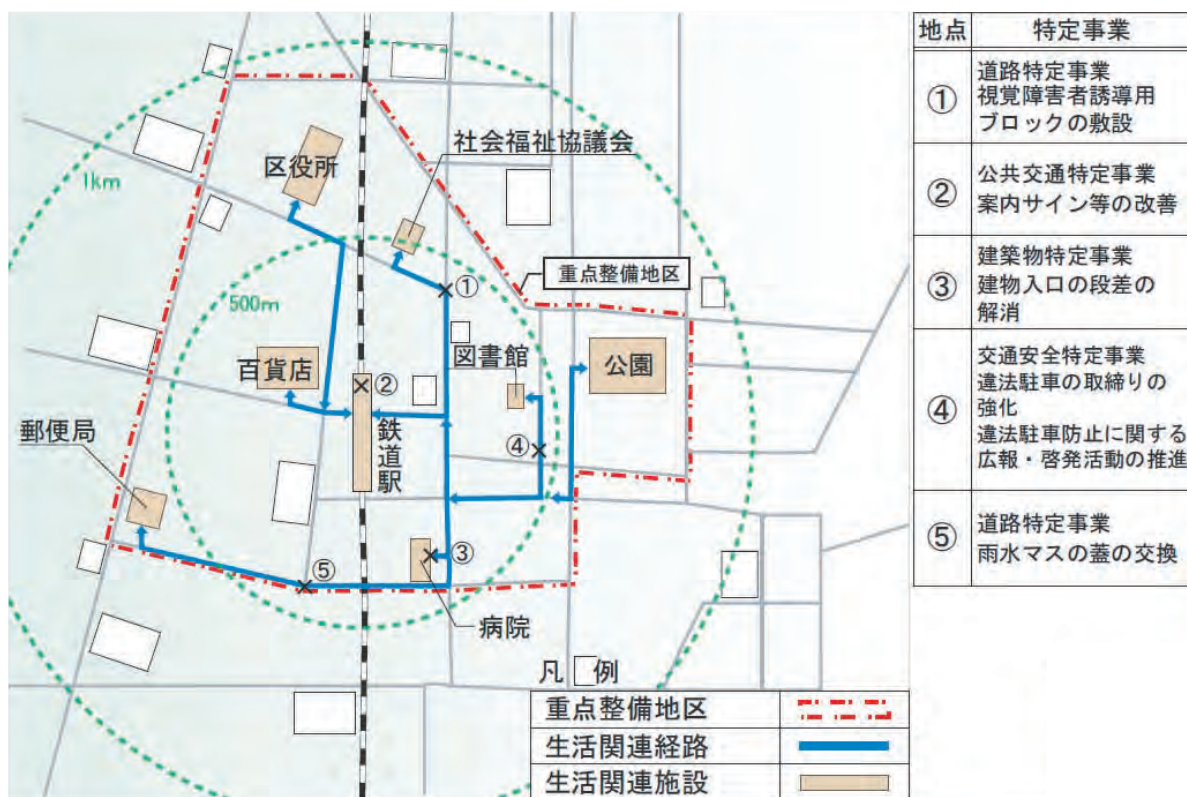
## 面的整備（バリアフリー基本構想）

条例の理念が示すように、すべての人が安心して自由に行動できるようにするためには、個々の建物や特定の道路だけでなく、行動範囲全体が面的に整備され、バリアフリーになることが必要です。またハードな空間整備だけでは不十分な場合も多いため、人々が理解し支え合うソフトな仕組みづくりも重要です。

このため、横浜市では条例に基づき、モデル的に福祉のまちづくりを進める重点推進地区事業を、関内駅周辺地区、磯子駅周辺地区、鶴見区寺尾地区等6つの地区でハード・ソフト両面から実施するとともに、「高齢者、障害者移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、市民の皆さまがよく利用する施設が集積した地区を対象に、公共施設、交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

また、バリアフリー法では基本構想の提案制度が定められています。提案制度とは、市民の皆さまがバリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度です。

横浜市では、提案制度を活用していただくための手引きとして「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。



重点整備地区：生活関連施設や生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区

生活関連施設：高齢者・障害者などがよく利用する施設

生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路

特定事業：バリアフリー化のために実施する事業